

第5回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

1 日 時

令和6年2月20日（火）午後1時30分～午後2時30分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎7階 会議室（7-A-2）

3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員，桑畑委員，寺尾委員，中島委員

4 会議に付した事案

各実施機関（知事部局を除く。）の公文書管理規程（案）について

5 議事の概要

各実施機関が、第4回公文書管理委員会における審議内容を踏まえた検討結果について説明するとともに、検討結果を踏まえた公文書管理規程（案）を示した。

規程（案）については、全ての実施機関において妥当であると決定され、各実施機関への答申に付す意見について、以下の意見があり、了承された。

○ 米田委員長

新しい管理体制が規定されることを踏まえ、総括文書管理者等への十分な制度理解が図られるような配慮をお願いしたいので、それを答申の意見に加えたい。

6 その他

(1) 議事終了後の委員からの意見等について

○ 桑畑委員

各規程（案）は、各委員からの意見もあり、優れたものができたと認識している。今後は県と実施機関が、規程をいかに実効性のあるものとするのかということが大事であると考えます。

今後は条例や規程等に基づいて、公文書を県民にどう利用させていくのか、行政の透明化に資する施設等を議論していかななくてはならないと思われるので、それに関する何らかの方向性について議論していけたらと考えます。

○ 米田委員長

今後文書が電子化され、文書自体の性質が変わってくる。ITへの対応、公文書の文書管理システムへの保存や保管、そのバックアップなど、適切な対応が求められる。

これまでの委員会では、紙の文書の対応ということを中心に審議したが、今後はデジタル文書の対応についても、詳細を考えていく必要があるため、引き続き事務局及び各実施機関においても、留意していただきたい。

(2) 事務局からの報告事項

来年度は、主に保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取を実施するとともに、本県の公文書館に必要な機能に係る意見聴取も実施する。開催に当たっては、事務局から4月ごろに改めて日程調整を行う。

公文書管理条例施行規則や公文書管理規程について、例規審査を経た後の文言修正については、委員長に必要な調整をお願いすることとする。